

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和３３年１０月町田市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第８条の７第１項中「若しくは小学校」を「又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程」に改め、「ある子（配偶者の子を含む）」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「以下」を「第３項において」に改め、「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子に」を削る。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(子どもの看護休暇) 第8条の7 任命権者は、12歳に達する日又は<u>小学校の課程、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。第3項において同じ。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日）を限度として子どもの看護休暇を与えることができる。</u> 2・3 略	(子どもの看護休暇) 第8条の7 任命権者は、12歳に達する日若しくは<u>小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。以下同じ。）のため又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日）を限度として子どもの看護休暇を与えることができる。</u> 2・3 略